

令和6年度 松浦市がんばる中小企業応援補助金 【2次公募要領】

○目的

事業者が取り組む新商品開発に必要な経費の一部を補助することにより、市内の地域活性化や地場産業の振興を図ります。

○募集期間

令和6年8月1日（木）から令和6年9月13日（金）まで
※午後5時必着

○補助対象者

市内に主たる店舗または事業所を有する中小企業者等（個人で事業を営む者にあつては、市内に住所を有するもの。）

※松浦商工会議所及び松浦市福鷹商工会の会員、非会員を問わず応募可能です。

●新商品開発事業について

1. 対象となる事業

開発工程の6割以上が市内で行われる新商品開発事業 又は 原材料の市内産の割合が6割以上である新商品開発事業。ただし、商工団体（松浦商工会議所、松浦市福鷹商工会）の支援により事業計画を策定する必要があります。

2. 補助対象経費

①謝金、②旅費、③委託費、④機械装置費、⑤宣伝費、⑥原材料費、⑦運搬費、⑧施設整備費、⑨会場使用料 等

～対象となる経費例～

①謝金：外部の専門家から指導を受けた場合の謝礼金

②旅費：外部の専門家に支払う旅費又はマーケティング活動に必要な旅費

なお、通常業務の範囲内ととれる活動に係るものは認めません。

③委託費：調査研究、パッケージデザイン等委託費、試作品等の外注加工費

④機械装置費：新商品の開発に必要と認められる機材の購入に要する経費

⑤宣伝費：チラシの配布等、開発した商品の宣伝につながる経費

ただし、チラシの配布などについては、事業期間内に使用可能なものに限りします。

また、単なる会社のPRや既存印刷物の増刷等は認めません。

⑥原材料費：新商品開発試作に使用する原材料費

なお、販売する商品等の原材料費は認めません。

- ⑦運搬費：物産展等への出展に伴い発生する商品を運ぶためにかかる経費
- ⑧施設整備費：機械装置等と合わせて行う必要がある施設整備にかかる経費
- ⑨会場使用料：物産展等への出展に伴い発生する使用料や出展料

○補助対象とならない経費

- ①事務所など、新商品開発に直接必要としない施設の整備費
- ②単なる老朽化した施設や設備の更新に係る費用
- ③光熱費等の維持経費（家賃や電気代、水道代等）
- ④不動産取得費
- ⑤飲食、奢侈、娯楽、接待等に係る費用
- ⑥人件費
- ⑦消耗品費
- ⑧中古品の購入費用
- ⑨燃料費
- ⑩自動車やパソコンなど、汎用性の高いもの
- ⑪その他本事業の目的・趣旨から適切でないと判断されるもの

○補助率・補助限度額

補 助 率：補助対象経費の2／3以内（千円未満は切り捨て）

補助限度額：50万円

※消費税の課税事業者は、仕入れに係る消費税等相当額については、減額して申請してください。

○申請書類

- （1）応募申請書（様式第1号）
- （2）事業計画書（様式第2号）
- （3）事業計画の詳細（別表1）
- （4）収支予算書（様式第3号）
- （5）事業に要する見積書の写し
- （6）完納証明書もしくは同意書（別表2）
- （7）その他参考となるもの

※各種様式については、松浦市のホームページからダウンロードできます。

※（2）及び（3）については、A4サイズの手紙で合わせて最大10枚以内で作成してください。

○採択審査

- （1）採否については、事業の実現可能性や地域貢献性等の観点から審査します。
- （2）応募者全員に対し、採択または不採択の結果を通知します。（9月中を予定）

(3) 審査結果に関する問合せにはお答えできませんので、ご了承ください。

○審査基準

目的を達成するために、以下の観点から審査を行います。

- ・ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えている事業
- ・市内において先駆性や先導性があり、商品、技術、サービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確である事業
- ・事業を推進するために効果的な実施体制が整っている事業
- ・事業全体の売上、収益の見通しについて、妥当性と信頼性がある事業
- ・補助金による経費負担がなくなった場合でも、事業継続や生産能力の維持ができる事業
- ・今後のストーリーがあり、自立及び発展していく可能性が高い事業
- ・地域経済の活性化や域内の経済循環に資する事業
- ・効果が測定できるよう、具体的な数値目標を設定されている事業

○事業実施期間

交付決定日から令和7年2月28日（金）まで

その後令和7年3月14日（金）までに実績報告書を提出すること。

○注意事項

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 同一事業で他の補助を受ける場合は応募できません。
- (3) 同一年度内に同じ事業区分で補助を受けることはできません。
- (4) 補助金交付決定通知書の受領後でなければ補助対象となる経費の支出等はありません（事前に着手したものについては補助対象外となります）。
- (5) 事業完了後に実績報告書等を提出していただき、事業内容を確認の上、補助金を交付します。
- (6) その他、松浦市がんばる中小企業応援補助金交付要綱を遵守すること。

別表 1

事業計画の詳細

- 1 事業区分 新商品開発事業
- 2 事業名
- 3 事業の目的
- 4 事業内容、課題解決方法など
- 5 事業費
- 6 事業開始年月日及び事業完了予定年月日
- 7 期待できる効果（数値目標等）

年 月 日

松浦市長 様

事業区分 _____

事業者名 _____

氏 名 _____

松浦市がんばる中小企業応援補助金交付申請に係る同意書

私は（私たちは）松浦市がんばる中小企業応援補助金の交付申請を行うにあたり、市税が完納されていることを確認することについて同意します。

氏 名 (法人にあってはその正式名称 及び代表者の氏名) (自筆にてご署名ください)	住 所 (所在地)	生年月日	未納額の 有無 (税務課記入欄)
			有・無
			有・無
			有・無
			有・無

上記のとおり回答いたします。

年 月 日

税務課長